

エリア単位の防災計画に係る各委員のご意見等（案）

※ご提出頂いた資料、第1回～第3回WG会議でのご発言等をもとに事務局で資料作成

	中林座長	朝倉委員	加藤委員	小林委員	丸谷委員	村上委員
エリア防災の意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業間、建築物間の連携により、災害発生直後の混乱に効果的に対応が可能</li> <li>エリア内の事業所だけでなく、周辺地域の被災事業所にもBCP遂行のための場を提供でき、大規模災害時の経済中枢機能の事業継続が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者間（行政、インフラ事業者、一般企業、他）の役割分担及び情報の共有化につながる</li> <li>計画策定プロセスを通じて、関係者間の協議の場を形成できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に大都市が機能不全にならないことを海外に向けてアピールできる</li> <li>今後は防災を付加価値として位置付けることが重要</li> <li>就業者以外の来街者に対応可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防計画と地域防災計画の間を埋める</li> <li>エリア内の関係者の意識合わせが可能となる</li> <li>災害時の日本経済の落ち込みを少なくすることにつながる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に被害を定量的に把握可能</li> <li>企業の業務継続に必要なエリア内の資源の量を把握し、業務継続の実施可能性を事前に判断可能</li> <li>人的被害の抑制や企業の業務継続の環境整備につながる</li> <li>食糧・飲料の確保はエリアで考えること自体に意義</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の経済を含めた機能継続の観点が重要</li> <li>人口・機能が集積するエリアには膨大な関係者がおり、負傷者対応、帰宅困難者対応、企業の業務継続面での意義</li> <li>今後はエリアの安全性を地域活性化につなげるのが重要</li> <li>業務継続、情報共有等の災害時に個別企業の対応では限界がある事項に対応が可能</li> </ul>
エリア防災のあり方						
基本的方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定・整備の主体と管理運営について明確にすべき</li> <li>必要最低限のレベルは規制で、望ましいレベルにはインセンティブの付与による支援措置が望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策を実施する主体・役割分担・費用負担の明確化</li> <li>地域防災計画等との整合及び関係の明確化（どの計画に何が記載されているか、記載されていない事項は何か）</li> <li>解決すべきリスクの優先順位付け</li> <li>関係者が多岐にわたることから、全ての項目を盛り込んだ計画だけを認めるのではなく、限られた関係者による最低限の内容の計画でも認められる仕組みにすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソフト施策とハード施策の連携が重要</li> <li>官民の役割分担の明確化</li> <li>官民協働の地域防災センターの設置・運営等協議会でのソフト施策の整理が必要</li> <li>エリア内の検討の進捗を踏まえて、段階的に計画内容を追加できるような仕組みとすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指揮命令系統の明確化（計画の実効性を担保するため、避難者を「誰が」「どのように」コントロールするか）</li> <li>国・都（府県）・区（市）の役割分担の明確化</li> <li>消防計画とエリア防災計画の整合が重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成や教育・訓練を盛り込むべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の運営組織、担い手を盛り込むべき</li> <li>ソフト・ハード対策の実施主体や平常時の利用方法の明確化</li> <li>既存計画（企業BCP、消防計画、地域防災計画等）との整合</li> <li>地域防災資源の活用方法</li> <li>被災時の情報収集・集約の考え方</li> <li>経済的影響への対応が重要</li> </ul>

	中林座長	朝倉委員	加藤委員	小林委員	丸谷委員	村上委員
エリア防災のあり方						
エリア防災の進め方						
人的被害の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務地区、駅周辺等における混乱回避のための災害時対応策を策定</li> <li>・建築物の安全性確認のためのモニタリングシステムと情報伝達設備の充実</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞留者の定義を明確にし、帰宅困難者問題ではなく、滞留者問題への対応することが重要</li> <li>・その上で、滞留者をコントロールする（如何に発生させないか）ことを考えるべき</li> <li>・雨露をしのげる屋根付きのオープンスペースの確保等空間整備のあり方を考えるべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者への対応として以下の事項を考慮すべき</li> <li>・避難者の発生数と時系列の変化</li> <li>・避難者への対応方針</li> <li>・エリア外への避難経路・所要時間</li> <li>・他の施設・建築物からの避難者受入の対応方針</li> <li>・水、食料、トイレ等の確保方法</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞留者、徒歩帰宅者、帰宅困難者、傷病者への対応</li> <li>・水、食料、トイレ、インフラ等の確保</li> <li>・一元化された責任者のもと、エリアの防災センターを設置</li> <li>・超高層ビル等の安全性確認の方法</li> </ul>
業務継続性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務機能継続のためライフライン系基盤を強化整備し、大都市の業務継続機能を確保</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立的に機能するライフラインの確保やエリア内の企業全体の活動維持を支える基盤づくり等の機能整備のあり方を考えるべき</li> <li>・防災により地域のブランド力を上げることが重要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続に必要な備蓄物資の量、非常時に対応可能な社員数等の考え方</li> <li>・企業が、経済的負担の大きい被災地外の代替地への移転をしなくて済むよう、エリアを強くすべき</li> </ul>	
エリア防災計画の策定及び計画に基づく措置の推進						
エリア設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の行政に跨るエリアが想定され、行政境界に関わらず設定すべき</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令でエリア指定するのがよい</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口・機能が集積するエリア</li> <li>・行政境界等で区切らないようにすべき</li> </ul>
想定すべき災害		<ul style="list-style-type: none"> <li>・時刻、平日・休日、季節等を考慮すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼・夜、平日・休日を考慮すべき</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼・夜、平日・休日を考慮すべき</li> </ul>	
計画策定の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、自治体、事業者の役割分担の明確化</li> <li>・エリアの概念を広さにより分類し、広さに応じてハード・ソフト・インフラ設備の共有等を盛り込む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者が多岐にわたるため、合意形成の仕組み作りが重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民の役割分担の明確化（民を中心として、官が支援する仕組み）</li> <li>・協議会により運営する仕組みとすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会により計画を策定（自治体が事務局）</li> <li>・協議会の設置及びエリア防災計画の作成の義務付け</li> <li>・協議会で定めたエリア防災計画に強制力を持たせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政による枠組みが必要（事業者間の協力では災害時の有効性に疑問）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会や協定で決めた事柄を国が認定する制度</li> <li>・事業者だけではできないので、行政による枠組みが必要</li> <li>・幅広い関係者の関与が必要</li> </ul>

	中林座長	朝倉委員	加藤委員	小林委員	丸谷委員	村上委員
計画に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エリア防災計画の目標</li> <li>・エリア設定の考え方</li> <li>・計画・整備主体、日常の管理運営</li> <li>・業務地区、駅周辺等における混乱回避のための災害時対応策を策定（短期）</li> <li>・建築物の安全性確認と情報伝達設備の充実</li> <li>・ライフライン系基盤の強化整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体、役割分担、費用負担</li> <li>・地域防災計画等との整合</li> <li>・リスクの優先順位付け</li> <li>・エリア内の滞在者数・属性等の想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト施策とハード施策の連携</li> <li>・関係者の役割分担</li> <li>・協議会のソフト対策</li> <li>・空間整備のあり方</li> <li>・ライフラインの確保</li> <li>・業務継続の基盤づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指揮命令系統</li> <li>・関係者の役割分担</li> <li>・消防計画との整合</li> <li>・避難者数と時系列の変化</li> <li>・避難者への対応</li> <li>・避難経路・避難時間</li> <li>・避難者受入の対応方針</li> <li>・水、食料、トイレ等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成や教育・訓練</li> <li>・業務継続に必要となる備蓄物資の量、非常時に対応可能な社員数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エリア設定の考え方</li> <li>・協議会の運営組織、対策の実施主体</li> <li>・既存計画との整合</li> <li>・地域防災資源</li> <li>・情報収集・集約の考え方</li> <li>・経済的影響への対応</li> <li>・滞留者、傷病者等への対応</li> <li>・水、食料、トイレ、インフラ等の確保</li> <li>・建築物の安全性確認</li> </ul>
計画の実効性を確保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の安全性確認のためのモニタリングシステム・情報提供設備整備に対する支援措置</li> <li>・備蓄倉庫、オープンスペース等の整備に対する支援措置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー・水等の確保、1階部をピロティにしたビルの整備等について、民間による取組を促進する仕組み作り</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビルの1階部分を公開空地的に整備した場合にインセンティブが与えられる法整備・支援措置</li> <li>・協力者にメリットを付与する計画の場合、設備整備や社会貢献に対して補助金等の支援措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の1・2階を災害時に提供する場合に容積率に不算入する等の規制緩和</li> <li>・エリア内に医療救護所等を設置する場合の支援措置</li> <li>・各種対策を推進する企業に対する支援措置</li> <li>・高層ビル内の什器等の転倒防止策に対する支援措置</li> </ul>
その他あわせて実施すべき措置等				<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会でエリア内の避難方法を協議し、避難者を敷地内に一定時間滞在させることを義務付け</li> <li>・消防計画とエリア防災計画の整合を義務付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強制力を持つ計画とする場合、沿道建物の耐震診断、建物耐震性確保、備蓄倉庫等の義務付け</li> </ul>	